

名古屋都市計画地区計画の決定計画書(案)

(大高瀬木南地区計画)

(名古屋市決定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画大高瀬木南地区計画を次のように決定する。

名 称		大高瀬木南地区計画	
位 置		名古屋市緑区大高町字洞之腰、字柿木峽、字南休、字銭瓶谷、字下西峽及び字北炭焼並びに南大高四丁目の各一部	
面 積		約2.8ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市の南部の丘陵地に位置し、現在、健全で快適な居住環境の形成を目的とする土地区画整理事業が行われている。あわせて地区計画を定めることにより、土地区画整理事業の効果を維持し、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を目指す。	
	土地利用の方針	本地区は、低層住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地の細分化等による居住環境の悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。</li> <li>2 ゆとりのある空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。</li> <li>3 良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>4 緑豊かな環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定める。</li> </ol>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>130㎡</p> <p>ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。</p> <p>ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。</li> <li>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。</li> </ol>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は意匠は、周辺環境と調和したものとし、色彩は落ち着いた色調とする。
		建築物の緑化率の最低限度	10分の1

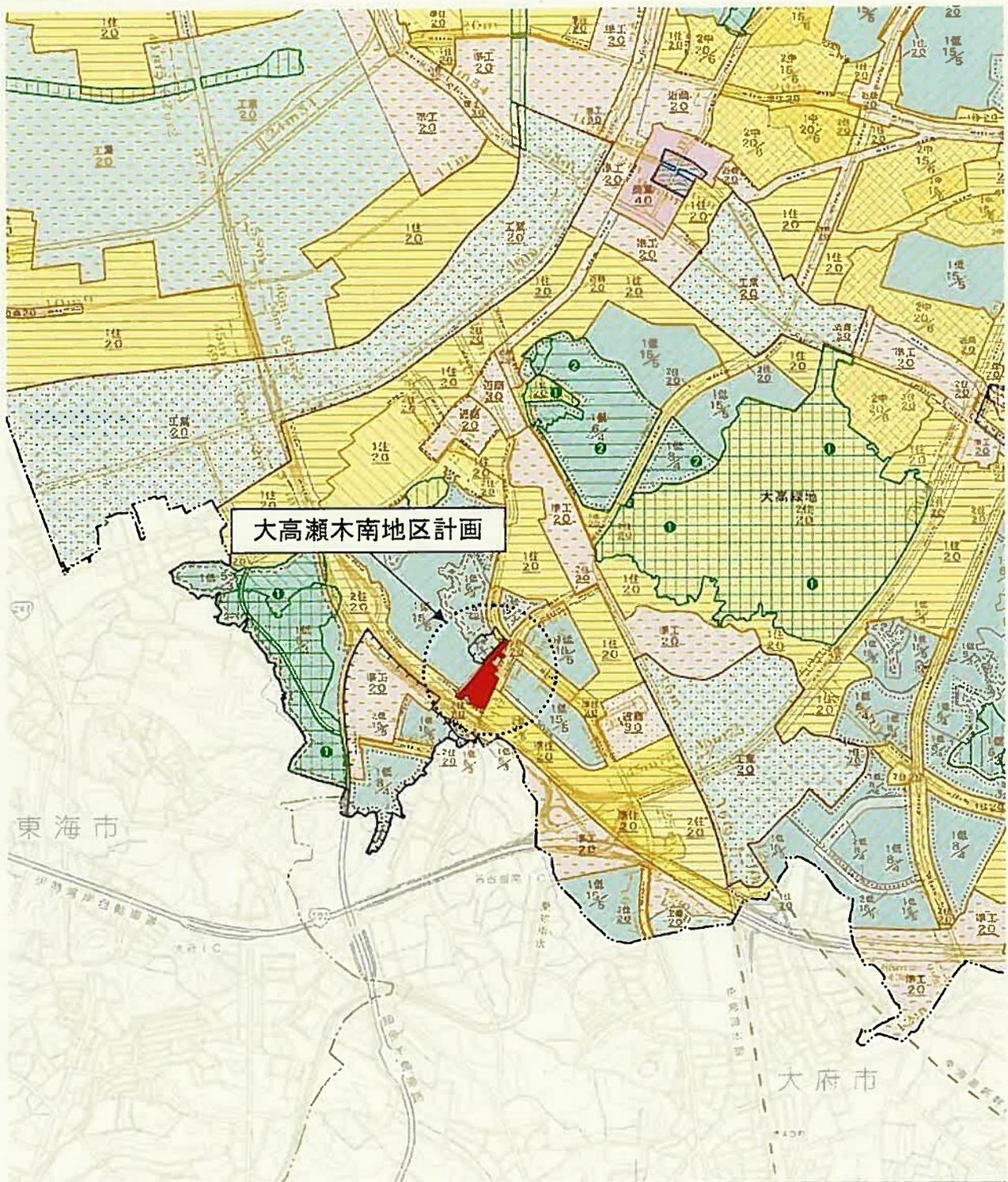
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等（高さ60cm以下の部分はこの限りでない。）とする。 ただし、門はこの限りでない。
--	-------------	---

「区域は計画図表示のとおり」

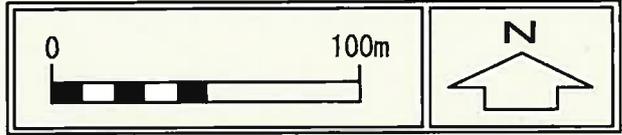
理 由

地区計画を定めることにより、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図る。

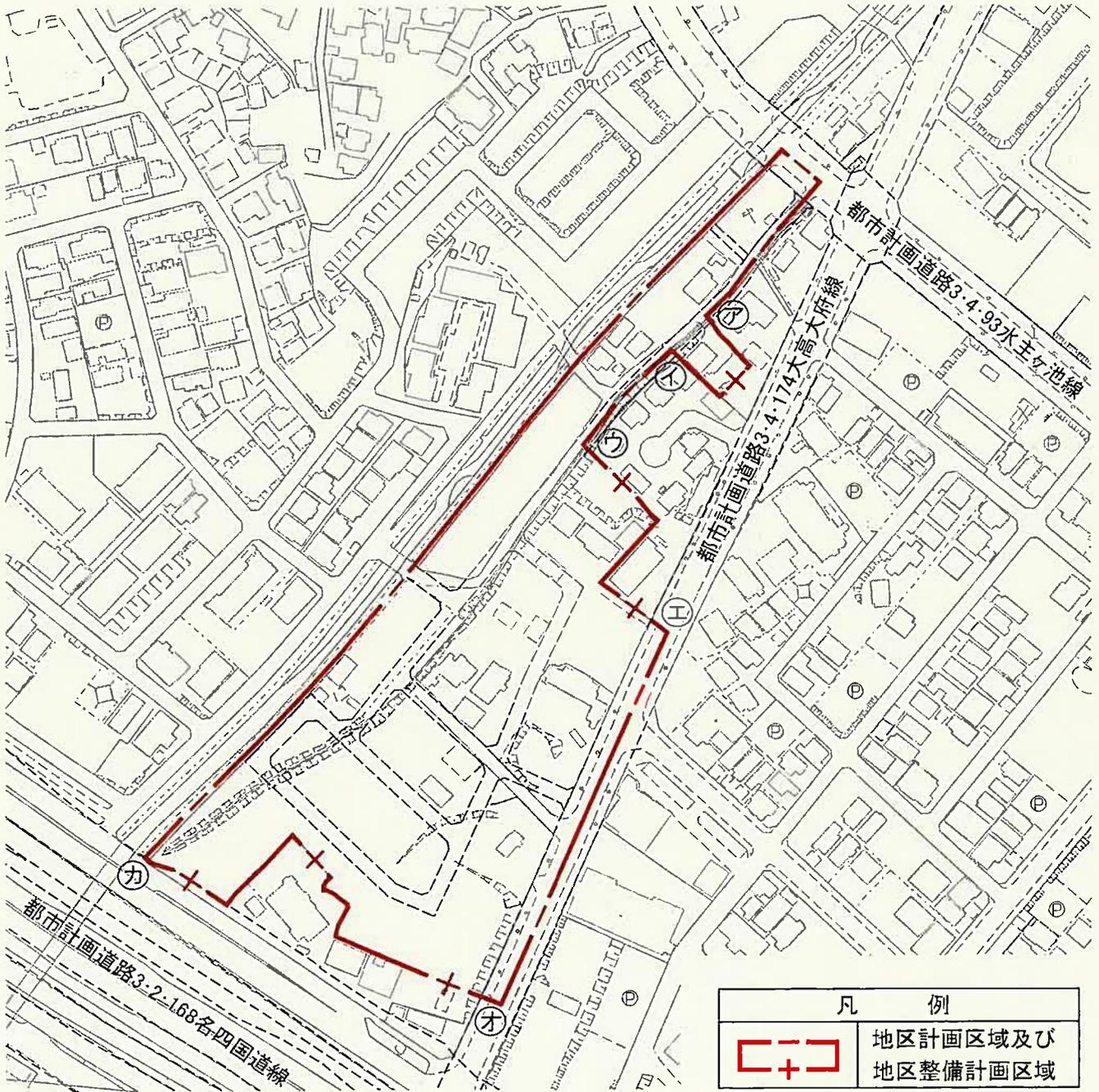
# 総括図



**計画図**  
(大高瀬木南地区計画)



縮尺 1/2,500



凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域

(ア) - (イ)  
 (ウ) - (エ)  
 (オ) - (カ)

は大高瀬木南土地画整理事業施行区域界及びその延長

※区分線の種類

: 道路・河川・鉄道等地形地物の中心  
 : 沿道指定その他